

## 販 売 商 品 基 準

出店者は、ソフトドリンク（コーヒー、紅茶、ジュース等）の販売を基本とし、これに付随して、軽食、アルコールを提供することができます。

### 1 販売商品の品目

#### (1) 販売可能なドリンク

- ① ソフトドリンク（コーヒー、紅茶、ジュースなど）
- ② アルコール（ビール、ワイン、カクテルなど）

#### (2) 販売可能なフード・スイーツ

- ① パン、サンドイッチ、ハンバーガー、ホットドック
- ② パスタ、ピザ
- ③ カレーライス
- ④ ケーキ
- ⑤ アイスクリーム、ソフトクリーム

#### (3) その他

(1) および(2)のほか、これらに類するものについては、事前協議の上、販売の可否を判断させていただきます。

### 2 販売商品の提供形態

#### (1) ドリンク

##### ① ソフトドリンク

カップ、タンブラー（使い捨て可）での提供を基本とします。

缶やペットボトルなどスーパーマーケットや自動販売機等で市販されている形態での販売は、禁止とします。

##### ② アルコール

タンブラー（使い捨て可）での提供を基本とします。

#### (2) フード・スイーツ

パン、サンドイッチ、ハンバーガー、ホットドック以外は、プレート、カップ（使い捨て可）での提供を基本とします。

スーパーマーケット等で市販されているものは、禁止とします。

#### (3) その他

(1) および(2)のほか、これらに類する形態のものについては、事前協議の上、販売の可否を判断させていただきます。